

かきりば



島牧小学校運動会

— 6月8日 —

一般質問

- ◆ 会計年度任用職員の取扱について
- ◆ 災害時の初動対応について

主な内容

第2回村議会定例会

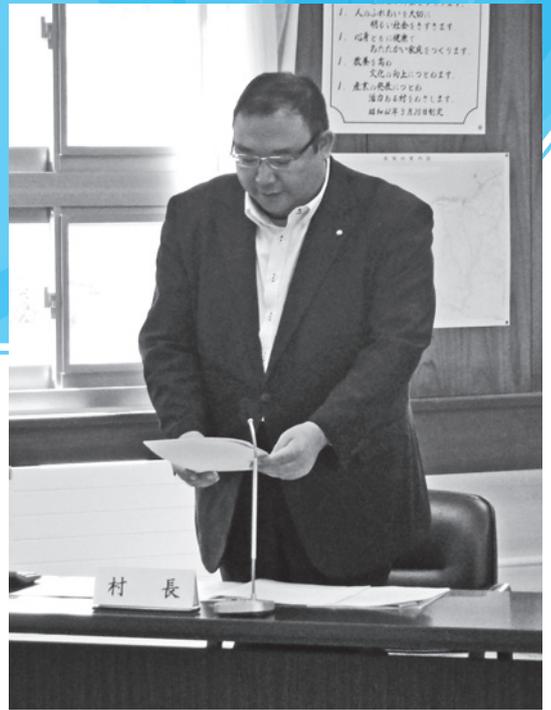
行政報告 …………… 2-3

審議した議案 …………… 3-4

一般質問 …………… 5-8

第2回村議会臨時会 …………… 8-9

定例会



▲ 行政報告する夏井村長

令和6年第2回村議会定例会は6月4日招集され、会期を6月5日までの2日間と決めた後、議長の諸般報告、村長の行政報告がありました。

その後、報告2件を受け、議案5件、閉会中の継続調査、議員派遣を審議、いずれも原案のとおり可決し、会期を1日残り閉会しました。

一般会計は歳入決算額、26億5,975万1,857円、歳出決算額、25億8,013万4,281円で、差引7,961万7,576円の決算剰余金が生じており、この金額を財政調整基金に編入いたしました。

国民健康保険会計は、歳入決算額、6,697万5,761円、歳出決算額、6,445万6,672円で、差引251万9,089円の決算剰余金が生じており、全額、国保財政調整基金に編入いたしました。

後期高齢者医療会計は、歳入歳出とも同額の、2,67

令和5年度 各会計出納閉鎖状況

夏井 一充 村長

行政報告

会 計	歳 入	歳 出	差	備 考	
一 般 会 計	2,659,751,857	2,580,134,281	79,617,576	財政調整基金編入 繰越明許費繰越額 79,617,576 0	
特 別 会 計	国民健康保険	66,975,761	64,456,672	2,519,089	国保財政調整基金編入 2,519,089
	後期高齢者医療	26,778,625	26,778,625	0	
	簡 易 水 道	183,739,998	182,735,597	1,004,401	歳入歳出差引額は簡易水道事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い同法の規定による特別会計へ引き継いだ
	合併処理浄化槽	72,296,000	70,990,611	1,305,389	歳入歳出差引額は合併処理浄化槽事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い同法の規定による特別会計へ引き継いだ
	計	349,790,384	344,961,505	4,828,879	
合 計	3,009,542,241	2,925,095,786	84,446,455		

主要魚種であります小女子漁は、昨年に引き続き水揚げは皆無となっております。

一部の近隣自治体において、少量の水揚げがあるようですが、全体的にはほぼ皆無の傾向となっている模様です。

村といたしましては、来年度の小女子漁の回復及び、今後のナマコ漁やウニ漁、また

令和6年 小女子漁

簡易水道会計と合併処理浄化槽会計の差引額につきましては、地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による、特別会計へ引き継ぎました。以上で令和5年度の各会計出納閉鎖状況についての報告といたします。

7万8,625円となり、簡易水道会計は、歳入決算額、1億8,373万9,998円、歳出決算額、1億8,273万5,597円で差引、100万4,401円。

合併処理浄化槽会計は、歳入決算額、7,229万6,000円、歳出決算額、7,099万6,111円で、差引130万5,389円となりました。

他の魚種の漁獲量の回復を期待するところであります。

ヒグマの出没状況

今年に入ってから、ヒグマの目撃情報につきましては、6月2日までで6件の情報が寄せられております。

内訳につきましては、4月2日に折川ダム周辺で、5月2日に栄浜地区の白糸トンネル、5月14日に第2栄浜漁港と狩場船揚場周辺、5月23日に植車地区会館裏、5月29日に第2栄浜漁港、5月31日に永豊町周辺において目撃又は痕跡について情報が寄せられております。

山菜採り行方不明者の発生状況

6月2日現在、今年度は月越地区において、1件の行方不明事故が発生しております。5月25日、道道523号から折川方面に向かう植原第1

号通線付近において、札幌市在住の74歳男性が一時行方不明となりましたが、警察、消防による捜索が行われ、無事発見救助されております。

昨年は、月越地区で1件、賀老地区で2件の遭難事故が発生しております。本年5月以降は広報車により、遭難防止の注意喚起のためパトロールを実施し、発生防止に努めておりますが、あと1ヵ月ほどと思われるシーズン未まで引き続き啓発活動を行ってまいります。

伊黒医師退任

平成29年10月から島牧診療所代診医として、また令和5年4月からは、島牧診療所所長として住民の健康管理に携わっていただいている伊黒医師より、去る5月1日、「一身上の都合により7月の勤務をもって退任したい」との申し出がありました。

伊黒医師に対しましては、村民の健康のために医師2名体制での診療体制が望ましいことから、今しばらく勤務を要請をいたしましたが、退任の意思が固く、やむなく慰留

を断念した次第であります。

8月からの診療体制で確定している医師は森医師1名となりますが、森医師が現在崩されている体調も回復する見込みであることと併せて、医師2名体制を維持できるように北海道医療振興財団等関係機関に医師派遣を要請しております。

また、昨年から進めている広域的な医療機関との連携の一環である、寿都診療所運営法人の北海道家庭医療学センターとの救急医療に関する協定により、島牧診療所に不測の事態が起きた場合でも寿都診療所のバックアップを得ることができるよう体制を築いておりますので、協力を要請しつつ、診療体制の維持に努力してまいります。

寄附採納

土地について、本年1月23日、宗谷管内枝幸町在住の佐藤孝範様より、字栄浜237番ほか3筆、計5,306.51平方メートルの寄附採納願があり、5月21日付けで所有権移転登記が終了しております。

物品について、5月27日、名誉村民である故浜谷徳四郎元村長の次男、浜谷一宇氏より、名誉村民章ほか4点の寄贈がありました。以上で行政報告を終わります。

審議した

議案

条例改正

▼島牧村課設置条例及び島牧村職員給与に関する条例の一部改正

行政組織の見直しにあたり、総務経済部を新たに設置するため、条例の一部を改正。

◎賛成多数で原案可決

▼島牧村家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条例の一部を改正。

◎全員賛成で原案可決

▼北海道後期高齢者医療広域

連合規約の変更

マイナンバーカードと被保険者証一体化に伴い、北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更。

◎全員賛成で原案可決

補正予算

▼6年度一般会計補正予算(第1号)

歳入・歳出ともに1502万6千円を追加し、予算総額を26億5202万6千円とするもの。

歳入の主なもの

・価格高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 2212万円追加

・春期管理捕獲事業補助金 233万3千円追加

・財政調整基金繰入金 942万7千円減額

歳出の主なもの

・自治体情報システム協議会負担金 140万3千円追加

・定額減税調整給付事業助成金 900万円追加

・新非課税世帯等給付金助成金

345万円追加

◎全員賛成で原案可決

報 告

▼5年度繰越明許費繰越計算

書の報告

戸籍情報システム事業92
9万5千円を翌年度に繰越し
て実施するもの。

▼島牧村ふるさと応援基金状
況の報告

島牧村を応援しようと寄せ
られた5年度中の寄附は32
5件で総額558万4千円、
ふるさと納税事業に係る費用
へ251万円を充当し、5年
度末の基金残高は1168万
8千円。

そ の 他

▼辺地に係る公共的施設の総
合整備計画の変更

歌島・豊浜・永豊・元町辺
地の公共的施設の総合整備を
図るため、計画の一部を変更
することについて道との協議
が終了したため、提案するもの。

◎全員賛成で原案可決

▼閉会中の継続調査

議会運営委員会の所管事務
調査について、閉会中の継続
調査とするもの。

◎決定

▼議員派遣

北海道町村議会議長会主催
の議員研修会ほか参加。

◎決定



▲ — 6月4日 — 島牧小学校6年生が定例議会を傍聴に来てくれました。

一般質問

会計年度任用職員の取扱について



藤田和康 議員

問

令和2年度から導入された会計年度任用職員について、四点ほど質問させていただきます。

一点目として、一度採用した職員の一定期間ごとの公募について。

既に公募により採用され働いている職員は、毎年度の人事評価で勤務実績から能力等を判断することは可能であり、能力等が不足している場合は指導や研修を行い、それでも改善されない場合の解雇は合理的理由となるので、一定年数ごとに機械的に公募する必要はなく、公募業務に時間とコストを掛けるのは無駄な事であり、改めるべきだと思いますがいかがでしょうか。

二点目として、ほとんど同じ業務内容で雇用形態が異なる職種がありますが何故か。

三点目は、雇用形態による年齢制限はどのようになっているのか。

四点目は、正規職員も充足してきている中、今後、特殊業務を除き、正規職員の対応に切り替えていくべきと思いますがどのように考えているのか。

以上、四点について伺います。

第2回村議会定例会での一般質問の内容と理事者側の回答をご紹介します。

今回の質問者は1名で、その全文を掲載しました。

藤田和康 議員

- ◆ 会計年度任用職員の取扱について
- ◆ 災害時の初動対応について

夏井一充 村長

会計年度任用職員のご質問についてですが、会計年度任

用職員は地方公務員法の改正により、令和2年度から施行されており、その名前のおお

りの非常勤職員となっております。かつて本村が採用していた

期となっているため、同じ人を次の会計年度に採用する場合

も、継続ではなく、2回目 新規採用には公募が必要と

という考えもあるところですが、国からの要請もあり、合理的判断により一部を除き3年に1度の公募としているところであります。

次に、ほとんど同じ業務内容で任用形態が異なる職種があることですが、このご質問の意図が不明ですので回答を控えさせていただきます。

また、任用時に年齢制限は現在設けておりません。年度ごとに必要な人員を任用しておりますので、年齢に関係なく、フルタイム・パートタイムともに、必要人員が変更になることはあり得ますのでご理解願います。

最後のご質問につきまして、システム化などにより会計年度任用職員の配置が必要ないと判断される場合は、配置せず正職員対応としていく考えですのでご理解願います。

藤田和康議員

あの、質問した要旨とちよっと回答が全然噛み合っていないんですけども、私一点目に質問したのが、要するに村長答えたようなことが毎年

毎年同じようにやっておりますけれども、実際に公募したら経験者と新規の方を比較した場合に、当然経験者が有利で新規の人の応募が無駄になるケースがほとんどなんです。

多くの人はアリバイ作りの出来レースではないかと言っているのですが、本当に必要な時に応募する人がいなくなるんじゃないかと、その辺も懸念されますし、国自体も昨年度に一定年数ごとの公募は必須でないという、自治体の判断を尊重する方針を示していますので、勤務評価で再任用できる制度に改善すべきでないかですかって、そういう事を言っているんです。

あと、公募によらないで再度任用する場合の年齢基準についても、正規職員と同様、今60歳以上だったら公募毎年毎年やるようなシステムになつてますけれども、それも段階的に65歳に改めるべきではないかと、そういう事も再度答弁願いたいんですけども。

あと二点目ですけども、あの質問の趣旨が不明だから回答できないということですけども、具体的に小・中学校の公務等補助なんですけれども、

大型自動車免許の保持が採用条件となっており、運転業務が主にもかかわらず、公務等補助と採用する側の都合の良い職務の言い回しでパート採用されています。運転手不足が深刻な状況の中、このように冷遇していると他の職場へ流れてしまい、人員確保が困難になりますので、従来通りフルでの公募に見直すべきだと思いますし、なぜ2名分だけパート募集なのか、その辺についても、もう一度答弁お願いします。

あと、三点目の年齢制限につきましても、非常勤の職員だから定年が無い、あと雇用の関係の法律で、年齢は謳われないという、そういうのはわかりますけれども、個人差はありますが、年齢とともに体力、気力、思考力も落ちてきますので何歳まででも良いとはいかないと思います。その採用時の見極めを、それほどのようにしているのか、それも再度伺います。

あと四点目ですが、必要な時に正規の職員に替えていくとおっしゃいますけれども、今現時点でパートの方に公金の取り扱いをさせているなど、

適切ではないと思われるケースがありますし、支出命令の処理と一般の事務処理は、十分職員で対応できると思えますので区切りのいい段階で、正規職員の対応に改めるべきだと思いますので、四点再度答弁願いたいと思います。

夏井一充 村長

まず一点目についてですが、藤田議員がお調べしていた、国から一定年数ごとに募集しなくてもいいのではな

具体的な話はそういうお話だったかなと思いますが、こちらについては私も公務補が今パートタイムであるのは把握しておりませんが、それがどうして今現状の、このような状況になっているのかという経緯がまだ把握できておりませんので、後ほどしっかりと調べて、それがパートでいいのかフルがいいのかというのを判断して、また回答させていただきますたいと思いますのでご了承願えればと思います。

いかという回答があるとおっしゃっていただきましたが、やはり公の仕事を実施すると考えた場合に、私自身は一定期間ごとの公募は必要かなと、それがアリバイ作りじゃないかとさつきおっしゃられていたようなこともあると思うんですけども、やはり公の仕事となれば、広く募集して採用する行為は本村では必要かなと考えておりますので、現状の1年ごとではなく、一定期間ごとの、3年に1度の募集というのは今後も必要かと現状では考えております。

三つ目の、雇用形態について年齢制限を65歳で区切ったほうがいいんじゃないかというようなお話であります。本村、高齢者人口が今現在で確か40%を超えている状況の中で、年齢制限を設けますと、やはりなかなか若い人も集まらないと、65歳以下の方も集まらないような状況の中で、年齢制限を設けて人を集めるというのは本村の状況にはそぐわないかなと。

次に、二点目の運転手をするからフルタイムにするべきというお話だったかなと、

また、元気な人が働ける環境というのも作っていかねければ、どんどんどんどん活躍する場もなくなつて、高齢の方も閉じこもるような状況になつて、今一生懸命働いてい

る人が働けなくなるような状況をつくることにもなりかねないので、年齢制限を設けないで、しっかりと面接をして、働ける人に携わってもらおうというようなどころがありますので、今後とも年齢制限は設けないという所で考えております。

四点目の、パートに公金を扱わせるようなところを改めなければいけないんじゃないかというお話ですが、パート職員でも正職員でも役場職員、もちろん公務員としてしっかりと公金を扱う時にはしなきゃいけないという点に関しては、パートでも正職でもそこは変わりはないと考えておりますので、ただ、先ほども

答弁させていただいたとおり、システム化等により、会計年度任用職員の配置が必要ないと判断される場合には、正職員対応としていく所存でありますので、その点はご理解願えればと思います。以上です。

藤田和康議員

なんか質問している事と全然答弁が噛み合っていないんですけども、再々質問するのだめみたいなんでこれでやめて

おきますけども、村長ね、三点目の年齢制限なんですけども、要するに非常勤の職員だから定年が無い、あと雇用の対策法の関係で公募するときには年齢制限掛けられないというそれはわかりますよ。ただ実際に、80歳、90歳の人がそういう公務できますか。その辺で採用するときはどういうふうに見極めて採用するか、そういう質問しているんですけども。

先ほどの一点目もそうですけども、要するに同じ勤務評価で、2・3年に1回とか毎年公募するんでなくて勤務評価してるんであれば勤務評価で再雇用すればいいんでないかと言ってるんです。わかります。

毎度毎度機械的にそうやって公募しなくても、実際勤務評価して、その人がまた公募に掛けられてる状態なんです。それおかしいと思いません。ちよつともう一回、この辺整理して、質問の趣旨と答弁全然噛み合っていないんで後でちよつと紙かなんかでしたければどうでしょうかね。したらその辺お願いして、次の質問に移らせていただきます。

災害時の初動対応について

藤田和康 議員

問

災害時の職員の参集、情報の収集、災害対策本部の設置等の初動対応の遅れは被害を拡大させる原因にもなるため、迅速な初動対応が大変重要です。

「災害は時と場所を選ばない」、その言葉をまざまざと実感させられる元日に発生した能登半島地震でした。

村職員も地元出身者が減少している状況下で、年末から年始にかけ、9日間の休みがありました。このような長期閉庁時の初動対応はどのようになっていくのか。

また、村長不在時の指揮系統についてもお聞かせ願いたいと思います。

夏井一充 村長

災害時の初動対応についてのご質問ですが、本年の第一回定例会で、坂下議員からも

ありました一般質問での回答を述べておりますので、重複する点があるかもしれませんが、ご了承ください。

まず役場が閉庁している場合の連絡体制につきましては、島牧村地域防災計画に基づき、第1非常配備から第3非常配

備までの3段階に区分しております。各段階における職員の参集範囲につきましては、各課等ごと、職員連絡系統図を作成しております。

勤務時間外に災害等が発生、またはその恐れがある通報があった場合には、消防から役場の関係課長等に連絡することとなっておりますので、状況により必要に応じて職員に連絡、参集の指示をし、人員の配置を行うことになっておりますが、閉庁期間の長さでこれが変更されることはありません。

課長職が村を長期間離れるときは私事旅行願等を出し、私が確認しておりますので、その状況も考慮した上で対応できる者を参集し、対応していくこととなります。また、私自身が不在の時に災害が起こることも当然想定されますが、これにつきましても島牧村地域防災計画に基

づき、現在は副村長は空席ですが、副村長、又は教育長が代理することとなっておりますのでご理解願います。

藤田和康議員

職員がほとんど不在という状況はそれはあつてはならないと思いますし、毎年どこかで大規模災害が発生している中、災害がある都度、首長の不在等による初動対応の遅れが問題になっておりますので、村長不在時の初動対応について、迅速な対応をお願いしたいと思います。

それと、南西沖地震から30年経過しており、当時を経験している職員もほとんどいない状況で、緊張感も薄れていると思います。

島牧村の集落の状況や、地理的状况等、不案内な職員が多数いる中で、情報の収集、現地の被災状況等の把握は大変混乱を招くと思います。

72時間が人命救助におけるタイムリミットと言われているのですが、このような現状で災害対策本部を立ち上げても機能しないのではないかと大変危惧しておりますが、村長はどのような現状認識を持っ

ておられるのか。

また、村職員だけの小規模な図上訓練ですか、そういう訓練の実施は村内の状況、自分の持ち場や業務を再認識するのにも有効と思いますが、これについても実施するのかわるか、これもちよつと村長の考えを伺いたいと思いますので、二点よろしくお願ひします。

夏井一充 村長

藤田議員がおっしゃられた通り、私自身も今年で31年になりますけれども、南西沖地震を体験していない世代になります。

私、それこそ東日本大震災のときには東京におりましたけれども、東京にいた時でもそんなに大きな地震だったのかなどという、大規模災害、幸いなのかどうかはちよつと置いておきまして、体験したことのない世代になります。

私自身も色々な公演等、防災のお話を聞いた中で、やはり初期初動の対応をするためには、私からまずは発信をして、招集をして対応するというのが重要な初動対応になるかなと考えておりますが、な

かなかその対応も現時点でできるかどうかと言われると、難しいところがあると考えておりますので、なんとか今年度、毎年、できる限り小規模ながらも、藤田議員がおっしゃるような訓練をして、いざという時のために動ける体制作りは必要と私自身も痛感しておりますので、その辺は実施して災害に備えていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

藤田和康議員

災害は忘れたころにやってくると言いますが、油断している時もやってくると思いますので、迅速に対応できる組織体制の強化をお願いして質問を終わります。よろしくお願ひします。



5 / 10

臨時会

2 2024年

令和6年第2回村議会臨時会は、5月10日招集され、村長の行政報告があり、その後「島牧村税条例の一部改正について」など、議案5件を審議、原案どおり可決し、同日閉会しました。

夏井 一充 村長
行政報告

新元町団地102号の明渡

新元町団地の建物明渡し請求訴訟につきまして、令和5年9月5日付、和解調書に基づき令和6年3月25日に明渡しが完了しましたのでご報告いたします。

なお、公営住宅は、住まいに困窮する低所得者向け住宅であることから、今後とも真に住宅を必要とする村民に対し、引き続き提供を行ってまいります。

審議した議案

議案

条例改正

▼島牧村条例の一部改正
 地方税法等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正。

◎全員賛成で原案可決

▼島牧村国民健康保険条例の一部改正
 地方税法等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正。

◎全員賛成で原案可決

専決処分

▼専決処分の承認（島牧村条例の一部を改正する条例）
 地方税法等の一部改正に伴い、本条例の一部を専決処分で改正。

◎全員賛成で承認

▼専決処分の承認（5年度一般会計補正予算（第9号））
 歳入・歳出とも

7929万円を減額し、予算総額を26億5626万4千円とする。

歳入の主なもの

- ・個人村民税 777万6千円追加
- ・法人村民税

- ・固定資産税 357万6千円追加
- ・自動車重量譲与税 365万9千円追加

- ・法人事業税交付金 179万5千円追加
- ・特別交付税 110万7千円追加

- ・社会資本整備総合交付金（橋梁事業） 921万円減額
- ・財政調整基金繰入金 1091万4千円減額

- ・ふるさと創成基金繰入金 5525万1千円減額
- ・医療一般外来診療収入 124万3千円減額

- ・歯科診療所収入 300万円減額
- ・後期高齢者医療広域連合受託事業収入 250万円減額

- ・公共交通拡充事業 163万円追加
- ・島牧村住宅環境改善支援事業 280万円減額

- ・橋梁補修事業（冷水橋橋梁架替事業） 180万円減額
- ・消防島牧支署庁舎仮眠室増改修工事 770万円減額

- ・歳出の主なもの 530万円減額
- ・職員手当等 113万5千円減額

- ・共済費等 489万8千円減額
- ・介護等給付費 103万7千円減額

- ・自立支援医療費 365万5千円減額
- ・診療所（歯科・医科）業務委託料 135万2千円減額

- ・商工会運営助成金 205万1千円減額
- ・冷水橋仮橋・仮道賃借料 383万6千円減額

その他

▼工事請負契約の締結

契約の目的
 島牧村教職員住宅新築工事

- ・冷水橋架替工事請負費 1669万8千円減額
- ・村道等除排雪業務委託料 1416万2千円減額

- ・（建築主体） 1億3310万円
- ・契約の金額

- ・契約の相手方 藤川建設株式会社 代表取
- ・締役社長 藤川康司

- ◎全員賛成で原案可決

気軽に議会を傍聴してみませんか。

- ◇定例会は、年4回開かれます。（3月、6月、9月、12月）
- ◇臨時会は、必要に応じて開かれます。

お問い合わせは、議会事務局まで（電話75-6274）



▲ — 6月4日 — 第2回村議会定例会

4月

- 6日 島牧小学校入学式（中田議長）
- 8日 北海道横断自動車道「ニセコ～倶知安間」新規事業化に係るお礼（東京都 中田議長）
- 15日 例月出納検査

5月

- 7日 後志総合開発期成会定期総会（倶知安町 中田議長）
- 10日 第2回村議会臨時会
- 13日 例月出納検査
- 14日 南部後志町村議会正副議長会総会（黒松内町 正副議長）
- 27日 南部後志衛生施設組合議会第1回臨時会（寿都町 藤田議員）
- 28日 議会運営委員会
- 29日 後志総合開発期成会等後志要望運動（小樽市・倶知安町 中田議長）
- 31日 後志総合開発期成会北海道要望運動（札幌市 中田議長）

6月

- 4日 第2回村議会定例会
- 6日 中村裕之君を励ます会第2回国会セミナー（東京都 中田議長）
- 7日 後志総合開発期成会中央要望運動（東京都 中田議長）
- 8日 島牧小学校運動会（中田議長）
- 10日 例月出納検査
- 11日 後志町村議会議長会役員会・臨時総会（札幌市 中田議長）
北海道町村議会議長会第75回定期総会（札幌市 中田議長）
- 25日 岩内・寿都地方消防組合議会第1回臨時会（岩内町 高島議員）

後編 記 集

■議会広報「かりば186号」をお届けします。
本号では、第2回定例会の審議内容、一般質問の内容を中心に編集しました。
ぜひご覧になって、村の方針や議会活動にご理解を深めていただきたいと思います。



▲ — 6月7日 — 人権の花運動（島牧中学校）